

## 令和5年5月8日以降の診療・検査医療機関（外来対応医療機関）について

### 1. 診療・検査医療機関の名称について

診療・検査医療機関の名称については、「外来対応医療機関」に改める。

### 2. 指定・公表の取扱いについて

外来対応医療機関の指定・公表の仕組みを当面の間次のとおり継続する。

#### (1) 新規指定

- ① 指定を希望する医療機関にあつては、別紙「外来対応医療機関調査票」に必要事項を記載し、所属する郡市医師会を經由して岩手県医師会に提出。
  - ② 岩手県医師会は提出された調査票記載事項に不備がないことを確認し、医療政策室に提出。
  - ③ 医療政策室は希望があつた医療機関の情報を管轄保健所に調査依頼。
  - ④ 管轄保健所から医療機関に公表内容を聞き取り。
  - ⑤ ④の結果を管轄保健所から医療政策室に報告。
  - ⑥ ⑤の報告を基に医療政策室で指定。医療機関には指定通知を送付。
  - ⑦ ⑥の指定をもって県ホームページに公表。
- ※ ①の提出後、概ね1か月～半月程度で指定(⑥)・公表(⑦)となる予定。個別の事情がある場合は要相談。

#### (2) 指定内容の変更

- ① 別紙「外来対応医療機関変更届」に必要事項を記載し、所属する郡市医師会を經由して岩手県医師会に提出。
  - ② 岩手県医師会は提出された調査票記載事項に不備がないことを確認し、医療政策室に提出。
  - ③ ②の報告を基に医療政策室で指定内容・県ホームページを修正。
- ※ 診療・検査時間や対応いただく患者の範囲など、速やかに変更する必要がある場合は、電話により医療政策室に連絡した後、上記の手順で届け出る。

#### (3) 指定の廃止

- ① 別紙「外来対応医療機関指定解除申出書」に必要事項を記載し、所属する郡市医師会を經由して岩手県医師会に提出。
- ② 岩手県医師会は提出された調査票記載事項に不備がないことを確認し、医療政策室に提出。
- ③ ②の報告を基に医療政策室が県ホームページを修正。

### 3. 外来対応医療機関関係の診療報酬上の特例について（抜粋）

#### (1) 疑い患者の診療に係る特例について

- ① 受入患者を限定しない外来対応医療機関～（中略）～であって、その旨を公表しているもの（※1）において、新型コロナウイルス感染症患者又は新型コロナウイルス感染症であることが疑われる者（以下「疑い患者」という。）に対し、必要な感染予防策（※2）を講じた上で外来診療を実施した場合には、院内トリアージ実施料（300点）を算定できる。

なお、「受入患者を限定しない外来対応医療機関」には、受入患者を限定しない形に令和5年8月末までの間に移行する外来対応医療機関を含める（※3）こととし、当該医療機関は5月8日以降で受入患者を限定しない形に移行するまでの間も、上記の要件を満たせば、院内トリアージ実施料（300点）を算定できる。

- ② 新型コロナウイルス感染症疑い患者の外来診療を行う保険医療機関が①の院内トリアージ実施料（300点）を算定する要件を満たしていない場合において、新型コロナウイルス感染症患者又は疑い患者に対し、必要な感染予防策（※2）を講じて診療を行った場合には、B000の2に規定する「許可病床数が100床未満の病院の場合」の点数（147点）を算定する。

※1 上記2.（1）⑦の公表をもって、要件を満たすこととなる。

※2 「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き・第9.0版」及び一般社団法人日本環境感染学会「医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応ガイド 第5版」等に示す内容に沿って、院内感染防止等に留意した対応を行うこと。

※3 算定開始時点で受入患者を限定している医療機関については、受入患者を限定しない形での受け入れを開始する時期（例：令和5年〇月から）を示した文書を院内に掲示すること。

#### (2) 入院調整に係る特例について

新型コロナウイルス感染症患者について、入院調整を行った上で（※4）、入院先の医療機関に対し診療情報を示す文書を添えて患者の紹介を行い、診療情報提供料（I）を算定する場合、救急医療管理加算1（950点）を算定できる。なお、入院中の新型コロナウイルス感染症患者に対しても同様の取扱いが可能である。

小児科外来診療料等の診療情報提供料（I）に係る費用が当該管理料等に含まれる場合においても、上記と同様に患者の紹介を実施した場合は救急医療管理加算1（950点）を算定できる。

※4 当該医療機関が入院調整を行わず、各都道府県・保健所設置市・特別区、医療関係団体、他医療機関、あるいは外部業者等が入院調整を実施した場合は算定不可。

#### 4. 外来対応医療機関関係の補助金について

〔 ※ (1)、(2)共に、現時点での国通知を基にした案であり、申請受付を開始する際に改めてお知らせします。 〕

(1) 外来対応医療機関設備整備事業（旧帰国者・接触者外来等設備整備事業）  
外来対応医療機関の設備整備を支援する。

○ HEPA フィルター付空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る）

1施設当たり 905,000円

○ HEPA フィルター付パーテーション 1台当たり 205,000円

○ 個人防護具 1人当たり 3,600円

○ 簡易ベッド 1台当たり 51,400円

○ 簡易診療室及び付帯する備品 **実費相当額**

※ 簡易診療室とは、テントやプレハブなど簡易な構造をもち、緊急的かつ一時的に設置するものであって、新型コロナウイルス感染症患者等に外来診療を行う診療室をいう。

(2) 外来対応医療機関確保事業

外来対応医療機関の新設に伴い必要となる初度設備等の整備を支援する。

令和5年3月10日以降に新たに外来対応医療機関（令和5年5月7日以前は診療・検査医療機関）の対応を行い、少なくとも令和5年度中は外来対応医療機関の対応を行う保険医療機関 **1施設当たり 500,000円**

令和5年3月10日以降に生じた経費であり、具体的な対象経費の例は下記(ア)～(オ)の通り。

(ア) 患者案内のための看板の設置料

(イ) ホームページ上に外来対応医療機関であることを明記するための改修費

(ウ) 換気設備設置のための軽微な改修等の修繕費

(エ) 医療機器（パルスオキシメーター等）の購入費

(オ) 非接触サーモグラフィカメラ（検温・消毒機能付き等）の購入費

## 5. 感染症法上の位置付け変更後の療養期間について（参考）

令和5年5月8日以降、新型コロナ患者は、法律に基づく外出自粛は求められません。外出を控えるかどうかは、個人の判断に委ねられます。その際、以下の情報を参考にしてください。

- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の療養期間の考え方等について（厚生労働省HP）
  - ・ 位置づけ変更後の新型コロナに罹患した医療従事者の就業制限解除の考え方について（厚生労働省HP）
- ※ 参考資料として添付いたします。

## 6. 5月8日以降不要となるものについて

- (1) 新型コロナウイルス感染症の検査を実施した結果、陽性となった患者に対し配布をお願いしていた「新型コロナウイルス感染症と診断された方へ」のチラシについては、陽性者の登録等が不要となることから**配布不要**。
- (2) 感染症法に基づく発生届の提出が不要となることから、HER-SYS への患者情報の登録や検査件数等の**報告は廃止**。
- (3) 新型コロナウイルス感染症に係る検査（PCR、抗原等）の公費負担が終了となることから、検査に係る個人情報提供に係る**同意書**や公費負担に係る集合契約の**委任状**については**提出不要**（令和4年8月31日付け岩手県保健福祉部医療政策室長通知「新型コロナウイルス感染症の患者等の個人情報に係る関係地方公共団体との円滑な共有のための同意確認について（通知）」は**廃止**）。

## 7. 公費支援の費用請求に関する診療報酬明細書の記載等について（参考）

【令和5年3月20日付け保医発0320第1号厚生労働省保健局医療課長通知】

〔※ 通知の詳細については、東北厚生局にお問合せ願います。〕

新型コロナウイルス感染症に係る入院診療に要した費用（治療薬に係るものを除く。）の一部を補助する公費（以下「一部補助」という。）及び新型コロナウイルス感染症の治療薬に要した費用の全額を補助する公費（以下「全額補助」という。）の2種類とし、**公費負担者番号**はそれぞれ下記のとおりとする。

実施機関名		公費負担者番号								集計コード
		法別番号		都道府県番号		実施機関番号			検証番号	
岩手県	入院診療：一部補助	2	8	0	3	0	7	0	8	28030708
	治療薬：全額補助	2	8	0	3	0	8	0	7	28030807

公費負担医療の**受給者番号**は、「9999996（7桁）」を記載すること。